

東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定要領

15福生地第479号

平成15年7月25日

1 目的

この要領は、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実施要綱」（平成15年7月25日付15福生地第478号。以下「実施要綱」という。）の1.1「事業者の指定」による、居宅介護従業者養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定に当たって必要な事項を定め、研修事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができるものとする。

- (1) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を備えていること。
- (3) 研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) カリキュラムについては、実施要綱に定める各課程のカリキュラムの内容に従って実施できること。
- (5) 講師については、本要領に定める講師基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が必要な人數確保されていること。
- (6) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。
- (7) 研修事業を実施するために必要な本要領に定める基準を満たす実習施設が確保されていること。
- (8) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- (9) 指定を受けようとする者が、過去3年以内に本要領1.4に定める指定の取消処分を受けていないこと。
- (10) その他、実施要綱及び本要領に定める事項が遵守されること。

3 指定の申請

(1) 指定を受けようとする者は、募集を開始しようとする4か月前までに、必要事項を記載した「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定申請書（別記第1号様式）」及び下記の必要書類を知事に提出しなければならない。

- ① 東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定申請書
- ② 学則
- ③ 事業者概要
- ④ 組織図
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 事業者規約（定款等）
- ⑦ 法人の登記簿謄本（法人格がない場合は除く。）
- ⑧ 資産の状況（申請者の予算書、決算書）
- ⑨ 講義室及び演習室の会場見取図
- ⑩ 講師履歴及び就任承諾書
- ⑪ 実習承諾書
- ⑫ 所要経費見積書（年間事業計画分）
- ⑬ 修了証明書及び携帯用修了証明書
- ⑭ 募集広告、受講案内及びパンフレット等の案文
- ⑮ その他知事が求める書類等

(2) 講義を通信の方法によって行う場合にあっては、上記の定める事項に加え、通信添削課題を提出すること。

(3) 申請者が区市町村の場合は、(1)の③から⑧までの書類を省略できるものとする。

4 指定の決定

知事は、本要領3により事業者の指定を受けようとする者から申請があったときはその可否を決定し、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定通知書」（別記第2号の1様式）又は「同不指定通知書」（別記第2号の2様式）により、申請者に通知する。

5 研修事業の指定等

(1) 指定を受けた事業者が、研修を実施する場合には、各研修の募集を開始しようとする2か月前までに「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業指定申請書」（別記第3号様式）及び下記の必要書類を知事あて提出し、指定を受けて実施するものとする。

なお、事業者指定申請時には、同時に研修事業指定申請を行うことが必要なので募集を開始する4か月前までに事業者指定申請と合わせて提出すること。

- ① 学則（各年度の最初の研修事業指定申請時のみ添付。事業者指定申請と同時に申請する場合は重複するので添付不要）
 - ② 研修日程表（通学形式にあっては研修日程表、通信形式にあっては研修区分表・通学研修分日程表、科目別レポートの提出期限）
 - ③ 募集広告等
 - ④ その他必要な書類
- (2) 知事は、(1)の申請の内容を調査してその可否を決定し、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業指定決定通知書」（別記第4号の1様式）又は「同不指定決定通知書」（別記第4号の2様式）により、申請者に通知するものとする。
- (3) 当該年度に、2回以上の研修事業を実施するときは、併せて申請することができる。

6 申請の補正

知事は、本要領及び別途定める取扱いによる申請書の記載事項又は事業に関する必要書類が要件に適合しない申請については、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることができる。

7 変更の届出

事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の10日前までに「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業変更届」（別記第5号様式）を知事に届け出ることとする。

8 事業休止の届出

(1) 事業休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない（開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。）場合をいう。事業者は、その1年度に限り事業の休止をすることができる。

ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、続けて2年度にわたり研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。

この場合、知事は当該事業者にて「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業廃止通知書」（別記第6号様式）により通知するものとする。

(2) 事業者は、研修事業を休止又は再開する場合には、休止は事業者で決定後10日以内に、再開は研修の募集開始の2か月前までに「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業

休止・再開届」（別記第7号様式）により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、本指定要領5（1）に基づき再開の届出に合わせて研修事業指定の申請を行わなければならない。

（3）知事は、（2）の研修事業休止の届出について受理した場合は、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業休止届受理通知書」（別記第8号様式）により事業者あて通知するものとする。

9 事業廃止の届出

（1）事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止を事業者で決定後10日以内に「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業廃止届」（別記第9号様式）により知事あてに届け出るものとする。

（2）知事は、（1）の届出について受理した場合は、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業廃止届受理通知書」（別記第10号様式）により事業者あて通知するものとする。

なお、廃止届の受理に伴い、事業者としての指定は廃止されたものとする。

（3）知事は、事業者から届け出なく事業が1年度間開講されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

この場合、知事は当該事業者あて「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業廃止通知書」（別記第6号様式）により通知するものとする。

10 学則の制定

事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定するものとする。また、事業者は、当該学則を公開するものとする。

- （1）指定事業者の名称、所在地
- （2）事業の目的
- （3）実施課程及び形式
- （4）研修事業の名称
- （5）年間事業計画（研修日程及び募集定員）
- （6）受講対象者
- （7）研修参加費用（内訳；受講料、テキスト代）
- （8）使用教材
- （9）研修カリキュラム
- （10）研修会場一覧
- （11）各科目毎の担当講師名一覧

- (12) 実習施設一覧
- (13) 募集手続き
- (14) 科目の免除
- (15) 研修修了の認定方法
- (16) 研修欠席者の取扱い
- (17) 補講の取扱い
- (18) 受講の取消し
- (19) 総了証明書等の交付
- (20) 修了者の管理
- (21) 研修事業執行担当部署
- (22) その他研修実施に係る留意事項

1.1 実績報告

事業者は、各研修修了後1か月以内に、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実績報告書」（別記第11号の1様式）又は「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）」（別記第11号の2様式）に下記のものを添付して知事に報告するものとする。

- (1) 修了者名簿
- (2) 実習修了確認書

1.2 秘密の保持

事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る秘密について、正当な理由なく漏らしてはならない。

また、事業者は、受講者が実習で知り得た個人の秘密について漏らさないよう、受講者を指導しなければならない。

1.3 調査及び指導等

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び指定事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

(3) 前記(1)に規定する実地に調査を行う場合については、所管課の職員は身分を証する検査証（別記第12号様式）を携帯するものとする。

14 指定の取消し

(1) 知事は、本要領4に基づき研修事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- ① 本要領2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき
- ② 研修事業の指定を受けずに研修を行ったとき
- ③ 事業者指定申請、研修指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告等があったとき
- ④ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
- ⑤ 研修事業の実施に關し、不正な行為があったとき
- ⑥ 本要領13に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき
- ⑦ その他研修事業者として不適切と判断されるとき

(2) 知事は、(1)による取消しをしたときは、「東京都障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業者指定取消通知書」（別記第13号様式）を事業者に交付するものとする。

(3) 知事は、(1)による取消しを行った事業者名、研修課程及び形式並びに取消し年月日等を公表するものとする。

15 聽聞の機会

知事は、本要領13(2)の研修事業の中止を命ずる場合及び本要領14の指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聽聞を行うものとする。

16 関係書類の保存

事業者は、次に掲げる書類を作成し保存しなければならない。

- (1) 受講者の研修への出席状況
- (2) 成績等に関する書類
- (3) 実習修了確認書
- (4) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類

17 その他

(1) 障害者（児）居宅介護従業者養成研修において講師として認められる者の範囲については、別表1の定めるところによる。

- (2) 障害者（児）居宅介護従業者養成研修において実習先として認められるものの範囲については、別表2の定めるところによる。
- (3) 知事は、障害者（児）居宅介護従業者養成研修の事業者の指定について、他の道府県に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- (4) この要領に定めるもの以外については、別途知事の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月25日から施行する。
- 2 平成15年度中に実施される研修事業に係る申請については、3(1)及び5(1)の申請期限の規定は適用しない。